



| | |
|------------------|---|
| Title | 民事判例研究 |
| Author(s) | 林, 靖 |
| Citation | 北大法学論集, 55(1), 209-225 |
| Issue Date | 2004-05-06 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/15281 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | 55(1)_p209-225.pdf |



[Instructions for use](#)

民事判例研究

林 身

交通事故の被害者が、加害車両運転者との間で他の自動車につき自動車総合保険契約を締結していた保険会社に対し、他車運転危険担保特約に基づき保険金の支払を請求した事案について、加害車両が自動車総合保険契約の他車運転危険担保特約第二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」に該当するとして、

同特約に基づく保険金の支払請求が認められなかった事例
東京高裁平成一三年四月一〇日判決（平成一二年（ネ）第六二四六号、損害賠償請求控訴事件）判例時報一七六一号七九頁、判例タイムズ一〇二号二五四頁

【事実】

Y₁は、平成九年七月八日に、本件加害車両（自家用軽四輪貨物車、以下では本件ミニキャブという）を運転中、財布内からメモ用紙を探し出すことに気をとられて、道路左端を同一方向に進行していたX運転の自転車に、本件ミニキャブの前部を衝突させ、Xを路上に転倒させた。この事故により負傷したXは、本訴において、本件ミニキャブを運転していたY₁に対して民法七〇九条に基づき、本件ミニキャブを所有するY₂に対しては、自賠法三条に基づき、損害の賠償を請求した。

このほかに、Xは、Y₁が所有していた自動車（被保険自動車。セドリック）について、自家用自動車総合保険契約（以下では、本件保険契約という）を締結していたY₃保険会社に対して、本件保険契約に付帯されていた他車運転危険担保特約（以下では、本件特約という）に基づき、保険金の支払を求めた。

原審判決（東京地判平成一二年一月六日判例時報一七六一号八三頁）は、Y₁に過失があり、Y₂は、「本件ミニキャブを保有し、自己のために運行の用に供していた」とし、Y₁及びY₂はXの損害を賠償する責任があるものと判断した。原審判決は、その損害の額について、その損害総額六一七三万〇九七二円から、既払金（Y₃が支払った休業損害及び自賠責保険から支払を

受けた保険金の合計三一八七万〇四一九円）を差し引き、これに弁護士費用（三〇〇万円）を加えた額である三二八六万四三一六円と認定し、Y₁及びY₂に連帯してその支払をなすことを命じた。

Y₃に対する請求については、Y₃が、被保険自動車が譲渡された場合には、入替車両の取得に通常必要な期間である三〇日間、仮定的に二か月を超えない期間に限って、本件特約が適用されるべきであり、Y₁所有自動車譲渡されてから五か月後の本件事故には本件特約の適用がない、本件ミニキャブは本件特約第二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」に該当するから、Y₃は保険金を支払う義務がないと主張した。

原審判決は、被保険自動車が譲渡された後に生じた本件事故に本件特約の適用があることを肯定し、さらに本件ミニキャブは本件特約第二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」には該当しないものと解し、XのY₃に対する請求を認容した。その理由は以下のとおりである、「常時使用している場合」とは、被保険者やその家族が、その使用状況に照らして、事実上所有しているのと同程度の支配力を及ぼしていると評価できる場合を指すものと解するのが相当である。……認定した事実によれば、被告Y₁は、約三か月間という長期間にわたって本件ミニキャ

車を通勤に使用していたものであるが、その使用の実態の詳細は明かではない。……使用期間は長く使用頻度も高いものの、結局、それだけにとどまるのであって、使用目的が限定されておらずその裁量が広範に認められていたとか、使用期間も無制限であったとか、維持管理を被告Y₁が行っていたなどの事情を認めるには足りないから、事実上所有しているのと同程度の支配力を及ぼしている」と評価するにはなお足りないというべきである。……したがって、本件ミニキャブは「常時使用する自動車」には該当しないというべきである。」

しかし、Y₃が控訴した。本判決は、被保険自動車が譲渡された後に発生した本件事故に本件特約の適用があることを肯定したが、本件ミニキャブの使用状況について以下のとおりに認定したうえで、【判旨】に引用した理由に基づき、本件ミニキャブは「常時使用する自動車」に該当すると解して、Y₃の敗訴部分に関する原判決を取り消し、XのY₃に対する請求を棄却した。本判決が、本件ミニキャブの使用状況について認定した事実は、以下の(1)から(4)のとおりである。

(1)「Y₂は、平成元年から塗装業を営み、従前は二トントラック一台、ハイエース一台を所有していた。Y₂が使用できる自動車としては他に家族名義の自家用普通乗用自動車がある。」

あった。Y₂は、平成九年四月ころ、友人のAにハイエースを売却し、代わりに同人から本件ミニキャブを譲り受けた。本件ミニキャブは同年一月八日で車検切れとなることになっていった。Y₂は、車検が切れたら廃車にするつもりで、本件ミニキャブにつき、名義変更もせず、任意保険にも加入しなかった。」

(2)「Y₁は、平成九年二月一日からY₂のもとで働くようになった。Y₁は、Y₁車両「被保険自動車。引用者注」を中古自動車販売店に売却し、同月一三日、Bに名義を移転したため、その後の通勤には、知人から借用していたトヨタマークIIなどを使用していたが、同月四月ころにY₂が本件ミニキャブを入手してからは、Y₂から本件ミニキャブを通勤用に借用し、これを毎日の通勤に使用していた。」

(3)「Y₂は、本件ミニキャブを通勤用に使用し始めてから約三か月後の平成九年七月八日に本件事故を発生させた。」

(4)本件ミニキャブの使用状況についての「Y₁及びY₂の供述からは、Y₂がY₁に本件ミニキャブを通勤用に使用させる一方で、Y₂自身も必要に応じて本件ミニキャブを使用していたとの事実を認めることができないのであり、他にこれを認めるに足りる証拠はない。」

【判旨】 原判決取消、請求棄却。

「本件特約は、保険契約者等が臨時に被保険自動車以外の自動車を運転中に起こした事故についても、一定の要件のもとに、本件保険契約の担保の対象とするものである。

本件特約二条は、まず保険契約者等が「所有する自動車」を本件特約における「他の自動車」から除外しているが、この「所有する自動車」には一年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車が含まれている。同条は、更にこれを補充するために、保険契約者等が「常時使用する自動車」を「他の自動車」から除外している。

一年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車が「所有する自動車」として除外されていること、本件特約は被保険自動車以外の自動車を臨時に運転中に起こした事故を対象とするものであることからすると、この「常時使用する自動車」には、一年に満たない期間であつても一時的に借り入れたと評価できない程の期間の貸借契約により借り入れた自動車であつて、その貸借期間中は借主において通常の使用方法により自由に使用することができるものを含むのが相当である。この場合、「常時使用」という文言からみても、その使用状況に照らして、事実上所有しているものと評価し得る程の支配力

を及ぼしていることを要すると解するのは相当ではなく、あくまでも使用の形態からみて日常的に使用しているか否か、また、それが個別的、一時的な使用許可ではなく、包括的な使用許可に基づくものであるか否かの観点から「常時使用する自動車」に該当するか否かを判断すべきであると解するのが相当である。」

「前記1の認定事実【**事実**】の(1)から(4)の事実。引用者注」によれば、 Y_1 は本件ミニキャブを本件事故発生までの約三か月間 Y_2 から通勤用に借用していたものと認められ、その期間中は貸主である Y_2 の包括的な使用許可により、 Y_1 において通常の使用方法により自由に本件ミニキャブを使用することができたものと認められ、また、三か月という借入期間は一時的ないし臨時という概念を越えるものであるから、本件事故において本件ミニキャブは「常時使用する自動車」に該当すると判断するのが相当である。」

【**評釈**】 本件特約第二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」についての従来の判例の解釈、および、認定された事実を前提とすると、本判決の結論は正当ではないかと考へる。

一 本件事故は、本件保険契約の被保険自動車が譲渡されて

から約五か月後に、Y₁が本件ミニキャブを運転して発生させた事故である。本件特約は本件保険契約に付帯されている特約であるから、被保険自動車の譲渡後であつても、本件保険契約が有効であるかが問題となる。本判決は、結論において本件特約の適用を肯定しており、この結論は、以下のとおり、正当ではないかと考える。

(1) 本件保険契約によれば、被保険自動車⁽¹⁾が譲渡された場合、保険契約上の権利義務は譲受人に移転しないが、譲渡人が譲渡する旨を通知し、保険会社⁽²⁾が承認したときには、譲受人に移転する(普通保険約款一般条項第五条第一項⁽¹⁾)。本件において、

Y₁は、被保険自動車⁽¹⁾を中古自動車販売店に売却し、Bに名義を移転したが、Y₃に保険契約上の権利義務を譲受人に譲渡する旨を通知し、かつ、Y₃が承認したという事実は認定されていない。

このような場合に、法律上、本件保険契約上の権利義務いかに問題となるが、本判決は「保険契約者のもとに残るものと定められている」ものと解し、普通保険約款一般条項第五条第一項を引用する。この点については、理論上は、被保険自動車⁽²⁾が譲渡された場合、被保険利益が消滅し、本件保険契約は失効し、したがつて、本件保険契約上の権利義務は消滅すると解する余地がないではない。⁽³⁾しかし、本件特約第七條第二項⁽⁴⁾は、本

件特約の適用においては、「普通保険約款一般条項第五条(被保険自動車の譲渡)第二項の規定」を適用しない旨を定めている。被保険自動車の譲渡は、多くの場合に買替を前提としてなされるであろう。本件特約第七條第二項は、入替自動車の取得までの期間、他人所有の自動車運転の危険を担保する必要があることを考慮して設けられた規定であろう。⁽⁶⁾普通保険約款一般条項第五条と本件特約第七條第二項との関係についての理論的な説明には議論の余地がないが、被保険自動車の譲渡後であつても、本件において本件特約の適用があるという結論⁽⁷⁾に変わりはないであろう。

(2) 本件特約第七條第二項は、被保険自動車の譲渡後に、新規に自動車を取得するまでの通常の期間を前提とした規定ではないかと推測されないではない。したがつて、譲渡後の一定期間に限つて、本件特約の適用を認めれば足りるといふ考えは、必ずしも不当ではないであろう。Y₃は、「被保険自動車⁽¹⁾が譲渡された場合は、入替車両の取得に通常必要な期間である三〇日間、仮定的に二か月を超えない期間に限つて、本件特約が適用されるべきである」と主張した。

しかし、本件特約第七條第二項では、この期間を制限する旨が定められていない。Y₃の主張する「三〇日間」の期間は、被

保険自動車の入替の場合に関する普通保険約款および特約を念頭においたものであろう。すなわち、譲渡人が譲渡後に新たに自動車を取得した(車両の入替)場合、譲渡人が入替の承認を請求し、保険会社が承認したときには、新規に取得した自動車について、本件保険契約の適用がある。本件保険契約には、「被保険自動車の入替における自動担保特約」が付加されており、この特約によれば、被保険自動車について譲渡等がなされ、その代替として新たに取得等した自動車について、自動車検査証に所有者の氏名が記載された日の翌日から起算して三〇日以内に、保険契約者が被保険自動車の入替の承認請求をし、保険会社が受領したときに限り、記載日から承認までの間は、入替自動車を被保険自動車とみなし、本件保険契約が適用される⁽⁹⁾。しかし、この特約に定める期間が、本件特約第七条第二項にまで及ぶとする根拠がない。したがって、本判決が述べるとおり、被保険自動車が「譲渡されてから約五か月後に発生した本件事故についても本件特約の適用がある」と解するほかないであろう。

本件において、Y₁は所有者Y₂の承諾を得て、本件ミニキャブを使用していた。しかし、Y₂は、本件ミニキャブの譲渡を受けた後に、任意保険に加入していない。そこで、本件において、

Y₁がY₃と締結していた本件保険契約及びこれに付帯されている本件特約の適用が問題となった。

二 本件ミニキャブは自家用軽四輪貨物車であり、その所有者は個人であるY₂であるから、本件特約の適用がある⁽¹⁰⁾。本件特約の適用がある場合、保険会社は、記名被保険者等が、「他の自動車」を運転して、対人事故または対物事故によって法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う⁽¹¹⁾。なお、本件特約については、割増保険料が徴収されていないこと、すなわち、本件特約による危険担保は無償の拡張担保であることに注意する必要がある⁽¹²⁾。

しかし、本件特約第二条は、その本文において、「他の自動車」を定義し、これを記名被保険者等が(a)「所有する自動車」以外の自動車と規定し⁽¹³⁾、さらに、そのただし書きにおいて、「他の自動車」から、記名被保険者等が(b)「常時使用する自動車」を除外している⁽¹⁴⁾。

本件ミニキャブは、Y₂の所有する自動車であるから、(a)の「所有する自動車」には該当しないが、(b)に該当するのではないかが問題となる余地がある。しかし、本件特約は、(b)「常時使用する自動車」の概念を定めていない。原審判決は、本件ミニキャブが常時使用する自動車に該当しないと解して、Y₃の責任を認

めた。これに対して、本判決は該当するものとし、Y₃の責任を否定した。本件特約の趣旨・目的が、被保険者等が、「一時的に」⁽¹⁶⁾ないし「臨時に」⁽¹⁷⁾、被保険自動車以外の自動車（以下では、他車とする）を運転する場合の危険を無償で担保することにある点については、判例及び学説においては異論を見ない。⁽¹⁸⁾原審判決及び本判決も、この点については基本的に同一の見解であると考えられるが、本件特約にいう(b)「常時使用する自動車」の解釈においては、理論上は異なる立場を採用しているかに見える。

三 原審判決は、「常時使用している場合」とは「被保険者やその家族が、その使用状況に照らして、事実上所有しているのと同程度の支配力を及ぼしていると評価できる場合」をいうと解する（以下では、支配説という）。⁽¹⁹⁾学説においては、支配説に類似する説がないではないが、「支配」について「事実上所有しているのと同程度」であることを要すると解する点は、支配説の特徴であろう。

支配説を採用する先例としては、【1】東京地判平成一一年二月九日判例時報一六八四号一〇四頁⁽²⁰⁾があり、(b)は「その使用状況に鑑みて、事実上被保険者等が所有しているものと評価し得る程の支配力を及ぼしている自動車を指すものと解」してい

る。【1】判決は、被保険自動車を修理に出している間の代替車両について、被保険者には「処分権がなかったこと」、「本件他車に対する使用権限も、当初から期間が限定されて」いたこと、実際の「使用期間も、借り受けてから本件事故を惹起するまでの二週間足らずに過ぎない」ことを指摘して、「支配の程度が、事実上の所有と評価し得るようなものではない」として、当該代替車両は(b)には該当しないものと解している。⁽²¹⁾

支配説は、本件特約中において、「他の自動車」に該当しない場合として、同一条項において、(a)の場合に引き続き、そのただし書きとして(b)の場合が規定されている点に着目すると、(b)の場合は(a)の場合と同様の趣旨に基づいて設定されたものと解するのが自然であると主張する。さらに、支配説は、(a)に本件特約の適用がないとする理由は、保険料の不当な節約を防止することにあるが、この理由は、(b)の場合にも同様に妥当すると主張する。以上の二点を根拠として、支配説は、(b)の場合(a)の場合——すなわち、被保険者等が所有する自動車の場合に——準ずる場合として設けられたものと解し、(b)の概念について、前述の解釈を主張する。

四 (1) これに対して、本判決は、(b)には、「一年に満たない期間であつても一時的に借り入れたと評価できない程の期間

の貸借契約により借り入れた自動車」であつて、その期間中は借主が「通常の使用方法により自由に使用することができるもの」を含むと解する。この理解を前提として、本判決は、(b)に該当するか否かは、被保険者等が「使用形態からみて日常的に使用しているか否か、また、それが個別的、一時的な使用許可ではなく、包括的な使用許可に基づくものであるか否かの観点から」判断すべきものと解する（以下では、使用形態説という）。

本判決が指摘する根拠は、本件特約において、一年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車が「所有する自動車」として除外されていること（本件特約第二条本文）、及び、本件特約の趣旨・目的である。

使用形態説を採用した先例は、【2】鳥取地判昭和五三年六月二日交通民集一二巻五号二二三二頁であろう。同判決は、本件特約の趣旨・目的は、(ア)被保険者がたまたま他の自動車を使用した場合に、「使用型態が被保険自動車自体の使用と同一視しうるようなもので、事故発生の危険性が被保険自動車について予測された保険事故発生の危険性の範囲内にとどまるという限度において、他の自動車の運行中の事故をも保険給付の対象と」することにあり、(イ)本件特約が(b)を「他の自動車」から除外した理由は、「被保険者が常時その支配下に置いて

て使用する他の自動車については、被保険自動車とは別個に事故発生の危険性を評価する必要があり、被保険自動車についての保険事故発生の危険性の予測に基づいて締結された保険契約を他の自動車に及ぼすことはできない」からであると述べる。以上の理解を前提として、同判決は、当該自動車について、「被保険者が常時その支配下において使用する他の自動車」であるかを問題としている。

その後の多数の判決は、【2】判決と同様に、常時使用する自動車に該当するか否かの判断において、当該自動車の使用形態いかに問題をとしている（六(4)参照）。本判決も、使用形態説を前提として、これを具体的に本件に適用し、本件ミニキヤブは常時使用する自動車に該当するという結論を導いている。

(2) 学説においては、支配説に類似する説がある。⁽²³⁾しかし、学説の多数は、本判決と同旨の使用形態説を支持してきたものと理解してよいであろう。⁽²⁴⁾

五 本件特約の規定の構造、文言及び趣旨・目的を考慮すると、支配説には問題があり、したがって使用形態説を支持すべきではないかと考える。

(1) (b)「常時使用する自動車」にいう「常時」という文言は、自動車の使用形態に関連する文言であると理解することが自然

であろう。(b)に該当するか否かを判断するに際し、他車の使用形態いかんを考慮して判断することは、本件特約の文言に適合するであろう。

(2) 本件特約第二条本文は、特約の適用がある「他の自動車」の範囲を定めた規定である。そのただし書きは、本文を補完するために設けられたものと推測される。⁽²⁵⁾【1】判決は、(b)に関する本件特約第二条ただし書きは、(a)に関する本件特約第二条本文と「同様の趣旨に基づいて設定されたものと解するのが自然である」と主張する。

しかし、本件特約は、その文言を前提とすると、他車の「所有形態」(本件特約第二条本文)のほかに、その「使用形態」に着目して(本件特約第二条ただし書き)、その適用の有無を定めているものと理解するほかない。常時使用の概念において、その所有形態に注目する支配説は、本件特約の規定の仕方には適合しないのではないだろうか。

(3) 支配説を主張する【1】判決は、使用形態説によれば常時使用の概念が明確ではなく、ひいては、本件特約の適用に関する予測可能性を確保することは困難になると主張する。しかし、常時使用の概念ないし判断基準が明確ではないという批判は、使用形態説(六参照(3)(4)参照)のほかに、実は支配説ない

し支配説に類似する学説にも、ある程度は妥当するのではないだろうか。使用状況に鑑みて、「事実上被保険者等が所有しているものと評価しうる程」の支配力を及ぼしているという場合には、その判断に幅があることを暗示するが、どの程度の「幅」という問題がある。一部の学説が、(b)とは「記名保険者等が法的または事実上支配関係を有する自動車」を意味すると言い換えても、概念の明確性の点においては、大同小異ではないだろうか。

具体的な判断において、【1】判決は、他車について、被保険者に処分権がないこと、貸借期間の限定があり、事故発生までの使用期間が短いことを指摘して、常時使用する自動車には該当しないとみる。しかし、被保険者が他車を借用し(処分権がない)、しかも使用期間が短期間であっても、事故発生の危険が高いと考えられる場合には、常時使用を肯定すべきではないだろうか。⁽²⁶⁾支配説については、常時使用の判断に際して考慮する事情が限定されており、その限りでは、具体的な判断は形式的ではあるが、いくぶん窮屈ではないかという印象を受けないではないという評価がありうるであろう。

これに対して、原審判決は、常時使用の判断において、「使用目的」、「使用の裁量」、「期間」、「維持管理」などの事情の有

無に言及している。しかし、原審判決の解釈は、具体的な判断において、実は複数の諸事情を総合して判断するほかないことを示唆するのではないだろうか。原審判決が考慮した諸事情は、

場合には、被保険者が借用して運転する一時的代替車について、常時使用する自動車か否かを問題とすべきではないのではないだろうか。⁽²⁷⁾

実は、使用形態説が常時使用の判断に際して考慮する事情と共通することに、注意すべきではないだろうか(六(3)参照)。

しかし、支配説を前提とし、かつ、被保険者が、運転不能である被保険自動車の一時的代替車として他車を使用した場合に、

(4) 【一】判決には、被保険自動車が修理中であつたという事情がある。他車を借用した被保険者を保護すべきことを考慮して、同判決は、この場合に限って、支配説を採用した、つまり、被保険自動車の修理中に使用する他車について支配説を支持したものと理解できないではない。しかし、この点についても、支配説には疑問がないではない。

常時使用いかんを問題とすると、【一】判決の事案においても、当該自動車について常時使用を肯定せざるを得ないのではないだろうか。被保険自動車が運転不能である場合における一時的代替車の使用は、その内容・範囲において、所有する自動車の使用と同一であるのが通常だからである。⁽²⁸⁾ 不合理な結論を回避するためには、一時的代替車の使用の場合における被保険者等の保護いかんは、常時使用の概念いかんの問題とは切り離して、これを解決することが必要ではないかと考へる。⁽²⁹⁾

本件特約の適用において、被保険自動車が運転不能の状態である(被保険自動車が故障・修理等の)場合に、被保険者が一時的に使用する代替車(以下では、一時的代替車という)は、(b)に該当しないと解すべきではないだろうか。この場合、保険者が負担する危険は依然として同一である、すなわち、保険者は一台の自動車の運転に起因する事故について危険を負担するに止まるからである。本件特約は、一時的代替車の使用の場合であつても、拡張担保をその内容とするが、この場合は実質的に無償とはいえないであろう。被保険自動車が運転不能である

六 (1) 本件特約第二条本文および第三条第一項本文によると、保険会社は、運転可能である被保険自動車のほかに、保険料の負担のない他車の運転に起因する危険を担保する。事故発生の可能性が、その頻度および継続期間の点において、限定されている限りで、このような無償の拡張担保は合理的であろう。しかし、被保険者等が被保険自動車以外の自動車を頻繁に使用する場合にも、保険会社が無償で危険を担保することは、他車

の使用頻度が高くない保険契約者に対する関係においては、必ずしも公平とはいえない。そこで、本件特約第二条ただし書きは、(b)をその適用除外とすることによって、不公平な結果が発生する可能性を排除しようとしたと理解することができるであろう。⁽³⁰⁾

(2) 本件特約第二条ただし書きは、(b)に特約の適用を否定する。文言上は、特定の自動車についての「使用の常時性」を、本件特約の適用を否定する要件とするものである。このような「使用の性質」は、合理的に理解するところでは、一定の目的のために実行した特定の自動車の日常的な使用によってもたらされたか、または、もたらされる結果であろう。本件特約第二条ただし書きは、以上の意味において、「使用の常時性」をもって、本件特約の適用範囲を確定したものと理解すると、(b)にいう「常時使用する自動車」とは、「被保険者等が一定の目的のために日常的に使用可能である自動車」をいうと解すべきであろう。

(3) 常時使用の具体例は、被保険者が、「被保険者の使用者の業務（略）のために、その使用者の所有する自動車」を運転する場合であろう（本件特約第六条第一号参照）。保険者が免責される根拠は、このような自動車の使用が、定型的に(b)に該

当することにある⁽³¹⁾。この規定に着目して、「一定の目的のために日常的に使用可能」か否かを判断することが可能ではないかと憶測している。被保険者が、業務のために使用者の所有する自動車を運転する場合の特徴は、業務の範囲で使用する限り、使用について個別の同意を必要とせず、使用の時ないし期間・場所等について裁量が認められることにある。このような場合には、事故発生の可能性が高いことが予想され、したがって、当該自動車は(b)に該当するものとして、保険者は免責されると解釈すべきであろう。⁽³²⁾

従来の判例は、常時使用の判断に際して、(ア)使用上の裁量の程度⁽³³⁾、(イ)使用目的⁽³⁴⁾、(ウ)使用期間及び(エ)使用回数・頻度等の事情を総合的に考慮している。従来の判例理論は、基本的に、右の解釈と共通しているのではないかと考へる。⁽³⁶⁾

(4) 本判決は、当該自動車が(b)に該当するか否かは、「使用形態からみて日常的に使用しているか否か、また、それが個別的、一時的な使用許可ではなく、包括的な使用許可に基づくものであるか否かの観点から」判断すべきものとする。この判断基準には、明確ではない点がないではない。⁽³⁷⁾

しかし、本判決は、Y₁は、貸借期間中は、Y₂の「包括的な使用許可」により、通常の使用方法により自由に本件ミニキャブ

を使用できたことを指摘する。この判旨は、右の(ア)(イ)に関連する事情であるが、本件においては、使用方法および使用目的における裁量の範囲が広いことを指摘したものと解される。さらに、本判決は、三か月という借入期間は「一時的ないし臨時的」の観念を越えることを指摘しているが、これは右の(ウ)に関連する判断である。従来の判例を前提とすると、以上の諸事情は、本件ミニキャブを(b)に該当するもの判断するに十分な事情であり、したがって、本判決の結論は正当ではないかと考える。

(5) 常時使用する自動車か否かの判断は、具体的には、困難な場合がないではない。本件におけるように、原審と控訴審において、結論が分かれる事例がある。しかし、本件特約——ドライバーにとって有用な特約であることに異論はない——が「常時使用」の文言を用いている以上、その具体的な適用において結論が分かれる場合がありうるであろう。とりわけ、一時的代替車の場合にも、常時使用いかんを問題とすると、常時使用の概念は不明確となるのではないかと推測されないではない。しかし、この場合には、常時使用の問題を生じないという解釈が可能であれば(五(4)参照)、本件特約の趣旨・目的については異論がない以上、常時使用の概念の解釈およびその具体

的な適用において、共通した理解に到達することは不可能ではないのではないかと憶測している。

七 以上のとおり、「常時使用する自動車」の解釈及び適用において、本判決は正当ではないかと考えるが、被保険自動車に譲渡されていた点に、特別の考慮が必要かという問題がある。本件を、一時的代替車の使用の場合(五(4)参照)と同様に扱う(常時使用の場合にも本件特約の適用を肯定する)余地がないかという問題である。被保険自動車がすでに譲渡されているので、被保険者が被保険自動車を運転することは事実上ありえないからである。しかし、一時的代替車の使用の場合であっても、本件特約は、被保険自動車以外の他車の使用による危険を拡張担保することには変わりはない。この拡張担保が合理的であるためには、被保険自動車について通常の使用が不能ないし困難であることについて、正当な理由が必要であると解すべきではないであろうか。正当な理由とは、当該自動車自体に関するもの(構造上の欠陥があり、そのための調整を必要とする等の場合)である必要がある(40)。そうでないとする、本件特約の適用範囲が不明確になる虞がないではない。被保険自動車の譲渡の場合には、正当な理由がある場合には該当しないであろう。以上のとおりとすると、本件ミニキャブは被保険者が「常時使用する自

「自動車」に該当し、したがって、Y₃を免責させた本判決の結論は依然として正当ではないかと考える。

- (1) 自家用自動車総合保険普通保険約款第六章一般条項第五節第一項参照。
- (2) 保険毎日新聞社編・自家用自動車総合保険の解説〔二〇〇二年版〕（以下では、「総合保険の解説」で引用する）二二八頁は、この場合、保険契約上の権利義務は、「(もとの) 保険契約者および賠償責任条項の記名被保険者に留保されることになる」と述べている。
- (3) 石田満・本件判例研究・損害保険研究六三巻三号一九五頁参照。
- (4) 自家用自動車総合保険普通保険約款・他車運転危険担保特約（以下では、本件特約という）第七条第二項参照。
- (5) 自家用自動車総合保険普通保険約款第六章一般条項第五節第二項は、「当会社は、被保険自動車の譲渡された後(略)に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」と規定する。
- (6) 総合保険の解説二二八頁、鴻常夫（編）・註釈自動車保険約款（下）二一九頁（西嶋梅治担当）参照。
- (7) この点については、石田・前掲研究一九六頁が詳細な

研究を試みているので、参照されたい。

- (8) 自家用自動車総合保険普通保険約款第六章一般条項第六節参照。
- (9) 自家用自動車総合保険普通保険約款・被保険自動車の入替における自動担保特約第一条、第二条参照。
- (10) 本件特約第一条第一項参照。同特約は、被保険自動車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車または自家用軽四輪貨物車であり、その所有者及び記名被保険者が個人である場合に、その適用がある。
- (11) 本件特約第三条第一項参照。保険会社は、記名被保険者等が、「自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます。……）の他の自動車に被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項」を適用する。
- (12) 本件特約の採用以来、割増保険料は徴収されていない、保険毎日新聞社編・新自動車保険約款の解説（以下では、「新約款の解説」で引用する）（昭和四七年）二二頁参照。
- (13) 本件特約第二条本文参照。本件特約にいう「他の自動車」は、「記名被保険者、その配偶者（略）または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族」が「所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および一年以上を期間とする貸借契約により借り

入れた自動車を含みます。……」以外の自動車であつて、その用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車または自家用軽四輪貨物車であるものをいうと規定されている。

(14) 本件特約第二条ただし書き参照。本件特約にいう「他の自動車」から、「記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が常時使用する自動車を除きます」と規定されている。

(15) 本件特約は、アメリカの家庭用自動車保険証券 (Family Automobile Policy、以下でFAPと略す) を参考にして、昭和四七年一月一日施行の新自動車保険普通保険約款の特約として採用されたものである。詳細については、林靖「他車運転危険担保特約の検討」商事法の展望 (竹内昭夫先生追悼論文集) 五四七頁以下参照。本件特約については、その基本的な部分では、その後の約款の改訂にも拘わらず、変更がない。すなわち、本件特約は、自家用自動車総合保険に自動付帯されている特約であるが、割増保険料の徴収がないこと、いわゆる上積み保険であり、他車の「常時使用」(ただし、FAPではregular use) の場合には保険者が免責されること等の諸点において、FAPと共通する。

(16) 名古屋地判平成二年二月二八日判例時報一三七九号八

八頁。

(17) 東京高判平成一年二月二五日判例時報一八一三号一五三頁。

(18) 林・前掲論文五四八頁以下参照。

(19) 出口正義・ジュリスト一〇二八号二〇五頁、今井薫・損害保険判例百選「第二版」一四五頁は、(b)の常時使用する自動車とは「記名被保険者等が法的または事実上支配関係を有する自動車」であると解する。しかし、記名被保険者が借用した自動車は、法的な支配関係(この内容が明確ではないが)にある自動車である(使用貸借関係がある、民法五九三条以下)と理解されるが、当然に常時使用する自動車に該当するとはいえないであろう。事実上の支配関係を有する自動車がどのような自動車を意味するかも、必ずしも明確ではないようである。

(20) 【一】判決の評釈として、山下文・判例評論四九六号一九七頁がある。なお、本件原審判決および【一】判決の採用する支配説を支持する学説としては、山野嘉朗・判例タイムズ一〇六四号五三頁がある。

(21) 【一】判決は、被告である保険会社は、記名被保険者が「婚約者との食事や買い物にも自由に使用できる立場にあった旨を主張するが、右の程度の使用は、修理車の代替車両として借り受けた以上当然のことであり、代替車両としての使用限度を何ら逸脱するものではない」と述

べている。

(22) たとえば、【3】前橋地判昭和五九年三月三〇日自動車保険金請求訴訟事件判決集第六卷五八頁は、当該自動車について、「被保険者が、被保険自動車以外の自動車を自由に支配している状態で右臨時性の認められない自動車」であることを問題とする。【4】函館地判平成元年七月一二日判例時報一三二五号一三三頁は、【2】判決(ア)と同旨を述べたうえで、被保険者は、所有者から自動車の「自由な運転使用を委ねられてこれを引き渡された」ものと判断して、当該自動車が常時使用する自動車に該当するとしている。【5】東京地判平成三年一月一八日交通民集二四卷一号五六頁も、被保険者による使用形態に着目し、かつ、被保険者には「事故発生車に対する所有意思が認められ」ることを指摘して、当該自動車は常時使用する自動車に該当するものと判断している。

比較的最近では、【6】大坂地判平成一〇年一月二七交通民集三一巻一号八七頁が、【2】判決(ア)と同旨を前提として、被保険者が他車を「日常的に使用していた」との解して、当該自動車が常時使用する自動車に該当するとしている。本判決以後の例としては、本判決とほぼ同旨を述べている【7】名古屋地裁岡崎支判平成一四年六月二〇日自動車保険ジャーナル一四九六号四頁、【2】判決(ア)と同旨を述べたうえで、当該自動車の使用形

態を問題としている【8】名古屋高判平成一五年五月一日自動車保険ジャーナル一四九六号二頁がある。

(23) 注(19)に引用の学説である。

(24) 新約款の解説一三五頁、鴻常夫(編)・前掲書二一一頁以下(西嶋梅治担当)、石田満・保険判例の研究I(一九九五年)三二四頁、加瀬幸喜・自動車保険の法律問題(金融商事判例、別冊第三号)一五四頁以下、金澤理Ⅱ塩崎勲(編)・裁判実務大系26四一九頁以下(和根崎直樹担当)参照。

(25) すでに、新約款の解説一三五頁が、この趣旨を述べていた。総合保険の解説二二頁も同じ。

(26) たとえば、被保険者が、他車を借用して(処分権がない)、これを自動車に関連しない営業のために毎日使用する場合には、事故発生の可能性が高く、したがって、保険者を免責すべきであろう。貸借期間が比較的短期間であっても、同様であろう。しかし、【1】判決の支配説によれば、この結論を導くことができるであろうか。

(27) 林・前掲論文五五八頁以下参照。コトは、「故障、修理、修繕、損傷または破壊」のため、被保険自動車の「正常な使用」ができないときに、一時的に代替自動車として使用する自動車について、常時使用の免責を認めていない。

(28) 【1】判決は、本文三及び注(21)に引用した事実を指

摘して、当該自動車は(b)に該当しないと判断した。

しかし、本文に述べたとおり、一時的代替車の使用は、期間の限定はあるが、その内容・範囲において、所有する自動車の使用と同一であることが、通常であろう。注(21)の事実は、このことを間接的に示す事実であろう。しかも、【1】判決の事案では、修理依頼は平成七年六月八日ころであり、修理完了は六月下旬ころの予定であり、修理期間中に使用する自動車として借り受けたこと、事故発生は同月二一日である等の事実を考慮すると、予定されていた使用期間(約二〇日間)は必ずしも短いとはいえない。【1】判決は、常時使用いかんを問題とすると、支配説を前提としても、常時使用を肯定して、保険者を免責せざるを得ない事例であったと理解できないであろうか。

(29) 林・前掲論文五四七頁以下は、アメリカのFAPを参考として、被保険自動車が運転不能である場合と運転可能な場合を区別し、後者の場合には保険者が被保険自動車以外の自動車についても責任を負担することを考慮して、結論において、他車の常時使用による免責は後者の場合に限り認めるべきであるという主張をした。この結論を導くための法律構成として、林・前掲論文五七四頁注(4)では、未熟かつ粗笨な試論にすぎないが、この場合に約款解釈について、「作成者不利の原則」の適用の

可能性を示唆した。なお、同原則の実定法上の根拠については、林・判例評論五三九号一九六頁以下参照。

(30) 林・前掲論文五六二頁以下参照。保険者の視点からは、本件特約第二条ただし書きは、保険制度としての本件特約が存在・機能するための「保護機構(safeguard)」と位置付けられるであろう。

(31) 本文の事例のほか、本件特約は、「記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車」(本件特約第二条本文)の場合にも、事実上「常時使用する自動車」に該当する可能性の高いことに着目して、保険者を免責させたものと解される、Brainard, *Automobile Insurance*, 1961, p.157 参照。

(32) 林・前掲論文五六七頁以下参照。

(33) 注(22)に引用の【3】【4】判決のほか、【6】【8】判決が考慮している。

(34) 注(22)に引用の【3】【4】【5】判決のほか、【8】判決が考慮している。

(35) 注(22)に引用の【3】【4】【5】判決のほか、【6】【8】判決が考慮している。

(36) 判例の概要については、林・前掲論文五五二頁以下参照。

(37) 本判決は、「使用の形態からみて日常的に使用しているか否か」という基準と「それが……包括的な使用許可に

基づくものであるか否か」という基準を「また」という文言でつないでいるが、両者の関係が明確ではないかに見えるという問題である。

(38) 本件のほかに、【7】判決およびその控訴審判決である【8】判決も、このような例に当たるとする。

(39) 林・前掲論文五四八頁以下参照。

(40) FAPは、「故障、修理、修繕、損傷または破壊」のため、被保険自動車に「正常な使用」ができないときに、被保険者が他車を使用した場合に、被保険者がその危険を担保するとしている、林・前掲論文五五八頁以下参照。

(41) 被保険自動車が譲渡された後に、被保険者が他車を運転したとしても、FAPの「一時的代替車」に関する保護がないことには、異論がないであろう、Long-Rohdes, *The Law of Liability Insurance*, Volume 1, §4.15 [2] 参照。

* 本判決については、以下の解説・評釈があり、種々の教示を得た、石田満・損害保険研究六三卷三号一八九頁、武知正芳・私法判例リーマークス三三三号九六頁以下、富上智子・判例タイムズ一一二五号一二六頁以下、新澤桂子・自動車保険研究六号一六九頁以下、山口裕博・判例評論五二二号一九三頁、山野嘉朗・判例タイムズ一〇六四号四七頁。